

令和4年度 発注者支援業務に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1. 説明会資料 P11 で資格要件を満たす必要がない担当技術者を配置する場合の説明があり、対象業務は発注補助業務、技術審査補助業務とあるが令和4年度業務となる発注補助業務の一部も加わる監督等補助業務は該当しないとの認識で良いか？

A1 : P11 の説明は発注補助業務、技術審査補助業務に関する説明であり、令和4年度の監督等補助業務は該当しません。

Q2. 説明会資料 P7 で令和4年度配置予定担当技術者の資格要件の緩和として一級土木施工管理技士補が新たに認められているが、令和3年度の複数年契約の業務において令和4年度の担当技術者として一級土木施工管理技士補を認めて頂けるのか？

A2 : 令和4年度契約業務に関する担当技術者の要件であるため令和3年度に契約された業務には適用されません。